

会 議 録

審議会等の名称	令和5年第1回教育委員会（定例会）
開催日時	令和5年1月27日（金）14：00～14：50
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 (1) 山口市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則 (2) 山口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (3) 山口市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 (4) 山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 山口市小中一貫教育基本方針（案）について (2) 山口市デジタル教育推進計画（案）について (3) 第二次山口市生涯学習基本計画（案）について
	藤本教育長 こんにちは。 ただいまから、「令和5年第1回教育委員会（定例会）」を開会いたします。 会議録の署名につきましては、山本委員さんと鮎川委員さんをお願いしたいと思います。 本日は追加の議案も含め、議案5件、報告3件となっております。まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の案件につきましては、市議会に上程する案件等がございませんことから、全てを「公開」にて審議したいと思います。公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは本日の案件につきましては、全てを「公開」にて審議いたします。それではまず、議案第1号の「山口市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。

	石川教育総務課長。
石川教育総務課長	<p>議案第1号「山口市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。</p> <p>説明は、資料②の議案参考資料でさせていただきたいと思います。</p> <p>1ページの新旧対照表でございます。</p> <p>こちらにつきましては、1月末の山口市児童文化センター閉館に伴い、「山口市児童文化センター設置及び管理条例」が令和5年2月1日をもって廃止されることに伴いまして、「山口市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する取扱規則」第2条の表の左の欄に掲げる勤務場所から「児童文化センター」を削るものでございます。</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第1号について意見・質問等がございますでしょうか。</p> <p>意見や質問等が無いようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>では続きまして、議案第2号の「山口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、事務局からお願いいたします。</p> <p>石川教育総務課長。</p>
石川教育総務課長	<p>議案第2号の「山口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。</p> <p>説明は同じく、資料②の議案参考資料の2ページでございます。</p> <p>これは「山口市児童文化センター設置及び管理条例」が廃止されることに伴いまして、「山口市教育委員会事務決裁規程」第6条の表の左の欄に掲げる決定責任者の区分から、「児童文化センター館長」を削るものでございます。</p> <p>続きまして5ページでございます。</p> <p>5ページの別表の改正でございますが、改正箇所は7ページになります。「社会教育課長」の項中の第3号を削り、第4号を第3号とするとともに、その2つ下の項中にあります「児童文化センター館長」を削るものでございます。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第2号について意見・質問等がございますでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>続きまして、議案第3号の「山口市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令」について、事務局からお願いいたします。</p> <p>石川教育総務課長。</p>
石川教育総務課長	<p>議案第3号「山口市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令」について御説明いたします。</p> <p>説明は資料②の10ページの新旧対照表で説明させていただきます。</p> <p>「山口市児童文化センター設置及び管理条例」が廃止されることに伴いまして「山口市教育委員会事務局文書取扱規程」27条中の「児童文化センターを」削るものでございます。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>議案第3号について、意見・質問等はございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>続きまして、議案第4号「山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、事務局からお願いいたします。</p> <p>石川教育総務課長。</p>
石川教育総務課長	<p>議案第4号「山口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。</p> <p>資料②の11、12ページでございます。</p> <p>改正部分は12ページでございます。</p> <p>「山口市教育委員会公印規則」第2条1号になりますが、「児童文化センター館長印」を削るものでございます。</p> <p>次に17ページになります。別表の公印表から「児童文化センター館長印」を「削除」に改めるものでございます。</p> <p>次に19ページになります。別記中の一番下、「山口市児童文化センター館長之印」を「削除」に改めるものでございます。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第4号につきまして意見・質問等はございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案の通り承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号の「山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則」について、事務局からお願いいたします。</p> <p>内田社会教育課長。</p>

	<p>内田社会教育課長 議案第5号「山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則」について御説明いたします。</p> <p>資料Bの追加議案集2ページをお開きください。</p> <p>昨年10月に本委員会で御承認いただいております「山口市児童文化センター」の閉館・廃止に伴うものでございます。「山口市児童文化センター設置及び管理条例を廃止する条例」を12月議会に諮り、可決・承認されましたことにより、「山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則」も廃止するものでございます。</p> <p>以上で、議案第5号の説明を終わります。</p>
	<p>藤本教育長 それでは、議案第5号について意見・質問等はありませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案の通り承認いたします。</p> <p>続きまして、報告第1号の「山口市小中一貫教育基本方針(案)」について、事務局からお願いいたします。</p> <p>右田学校教育課長。</p>
	<p>右田学校教育課長 報告第1号の「山口市小中一貫教育基本方針(案)」についてでございます。</p> <p>これまで、毎月の教育委員会議における研究連絡会におきまして、「小中一貫教育基本方針」の策定に向けた月ごとの進捗状況を委員の皆様にお知らせしてまいりました。このたび、1月19日に最終回となります「第3回小中一貫教育推進委員会」を開催し、基本方針案の取りまとめが出来ましたので、御報告を申し上げます。</p> <p>資料につきましては、資料③-1が基本方針案の本体でございます。また、A3判の資料③-2「山口市小中一貫教育基本方針(概要版)」も併せてお示ししております。</p> <p>説明に際しましては、資料③-1を御覧ください。</p> <p>まず、1ページです。本市の小中一貫教育が目指す目標を「本物の学力を育む小中一貫教育」としております。山口市で学ぶ子どもたちの幸せの実現のために、本市の教育の大きな特色のひとつでありますコミュニティ・スクールの取組を基盤とした、義務教育9年間の連続性のある学びを具現化し、本市独自の学力観である「本物の学力」の育成に向けて、学校・保護者・地域が一体となった教育を取り組んでまいります。</p> <p>その上で方針案の第1章では「小中一貫教育に取り組む背景と概要」といたしまして、1ページと2ページにこれまで御報告をしております導入の社会的背景と、国が示す小中一貫教育の姿を記載しております。</p>

す。

3ページには、国が諸調査を踏まえ示しております、小中一貫教育の効果を記載しております。また、これを基に、本市として小中一貫教育に期待する効果について、大きく8点お示ししているところです。

続きまして4ページでございます。第2章「本市の現状と小中一貫教育の導入」についてでございます。ここで、小中一貫教育を導入する背景となる、本市の現状を記載しております。

本市は、コミュニティ・スクールの取組やYCAM連携、歴史的・伝統文化財等、大変恵まれた教育環境を有する強みを有しております。

その一方で、不登校児童生徒数の増加、複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、保護者の教育ニーズの多様化等、各学校が抱える教育課題が複雑化・多様化してきておりまして、教職員一人ひとりの努力や学校単位での努力だけでは十分な対応が困難な状況もございます。

また、学習面におきましても、全体的には一定の学力水準を保ってはおりますものの、学習の積み上げが不十分な状況となっている子どもは、学年が上がっていくにつれて学習意欲が減退しているという状況もございます。「学ぶことが楽しい」「もっと知りたい、わかりたい」という学ぶ意欲を、継続的な支援の中で一層高めていくことが必要であると考えております。

こうした現状を踏まえまして、5ページ以降に示しております「本物の学力」を育成する小中一貫教育に取り組んでまいりたいと考えております。そのために必要な基本方針と推進体制、具体的な取組として、導入に際しましての留意事項等をお示ししておりますのが、6ページから10ページまででございます。

6ページにお示ししております4つの基本方針につきましては、これまで委員会の中でお示ししてきているものですが、市内の教職員はもろろんのこと、保護者、地域の皆様へ、その導入意図と目指す姿の周知をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

6ページの下段から記載しております推進体制につきましては、施設隣接型の阿東東中学校区以外の中学校は施設分離型で行うこと、目指す子ども像や小中一貫カリキュラムの編成と実施、9年間を4-3-2の3段階に区切り、とりわけ小学校高学年と中学校1年生の段差を出来るだけ解消する取組を進めていくことなどを述べております。

9ページからの「(3) 具体的な取組内容」につきましては、各中学校区の実情を踏まえて、出来る取組を必要に応じて進めていくこととしておりまして、取組例としての提示としています。

(4)の導入時期につきましては、令和5年度を試行・研究期といたしまして、令和6年度からの全面実施を目指しております。

また、(5)の留意事項につきましては、カリキュラムを作って終わり

	<p>とするのではなく、常に実践の評価をしながらより良いものに高めていくこと、また、10ページにお示しておりますように、小中学校の校舎が分かれている分離型で実施する学校が大半であることから、例えばICTを効果的に活用し、小中や教職員間の連携を一層取りやすくするとともに、オンラインを効果的に活用して、児童生徒の交流・遠隔授業等にも取り組みながら、学校の負担が増えないよう、十分配慮しつつ、小中一貫教育が円滑に進んでいくための取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、今後につきましては2月14日からのパブリックコメントに向けて、庁内で調整を行い、3月末には基本方針を定め、周知徹底を図ってまいる予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは、報告第1号について意見・質問等ございましたらお願いいたします。</p>
鮎川委員	<p>令和5年度が試行で、令和6年度からの全面実施というふうな御説明でしたけれども、各学校では令和5年度の最初の職員会議で、校長先生から経営方針など示されることになるかと思えます。</p> <p>出来ましたらその前に校長会等を通じて、ある程度の周知・徹底を図り、人事異動等もあるとは思いますが、可能であれば、小学校と中学校の校長先生で大まかな方向性とか、時期とかを話しておられたほうがスムーズでないかと思えます。</p> <p>それから、先生方も今までは小中連携をやってきて、「はい、今年からは一貫ですよ」と言われるよりは、小中連携の成果を活かしながら、さらに進めるため、また子どもたちのために、小中一貫教育に発展していくという説明が取り組みやすいのではないかなと思っております。</p> <p>その辺をお願いできたらと思えます。</p>
右田学校教育課長	<p>ただいまの意見につきまして、教職員にしっかりと周知徹底を図っていく上で、新たなものを学校の中に立ち上げるということではなく、現在、しっかりと取り組んでいただいております小中の連携教育を一貫教育にバージョンアップさせていくという形で、円滑に連携が出来たらと思っております。</p> <p>そのために、教職員への段階的な周知徹底につきましては基本方針がまだ定まっていない中で、十分にはまだ出来ていないところもございませうけれども、例えば、小中の各校長会におきましては、この教育委員会の研究連絡会で御報告させていただいております。</p> <p>周知につきましては毎回、校長会で項目を設けまして、御報告をさせていただいております。また、このたび、3学期の校長会におきましても基本方針を配り、説明していこうとしております。</p> <p>また、先日の教頭会も、同様の内容を周知しております。</p>

	<p>そして本日、教務主任会と研修主任会でも指導主事が説明しております。</p> <p>更に御協力をいただくためには、保護者や地域の方々への周知徹底も必要となってまいります。PTAの市P連で研修会が2月にございますが、そちらは教育長と担当指導主事がまいりまして、話をされるようになっております。</p> <p>それから、各学校の学校運営協議会、50校ございますけれども、3学期の最終回の全ての会に指導主事が出向き、地域の皆様にこの小中一貫教育の取組について御説明することとしております。</p> <p>御説明させていただきましたように4月から試行研究が進みますよう取組んでまいりたいと思います。</p>
藤本教育長	<p>先日の校長会の時は「子どもたちの笑顔と幸せのために」というキャッチフレーズで話をしております。推進会議の中でもかなり肯定的な意見をたくさんいただきましたので、前向きに進めたらなと思います。</p> <p>藤井指導主事、何か補足ありますか。</p>
藤井指導主事	<p>今、学校運営協議会へ説明の資料等を作り、指導主事で共通理解を図りながら準備しているところでございます。</p>
鮎川委員	<p>基本方針の中に「コミュニティ・スクールの仕組みを活かして」という言葉が入っております。それぞれの学校でコミュニティ・スクールとして、地域と関わった様々な取組がなされていますが、目指す子ども像について「『本物の学力』とは」がはっきり示されてきましたので、今、行っている様々な活動のねらいを「本物の学力」という観点から今一度見直したり、取り組み方をちょっと変えたりだとか、そういうこともこれから必要になってくるのではないかと考えております。</p>
右田学校教育課長	<p>しっかりと目指す目標を皆様に理解していただきまして、またそのあたり、各地域で設定されている目標の調整もお願いできたらとは思っています。</p> <p>小中一貫教育の取組としては、授業を9年間を見据えた連続性・一貫性のあるものにしていくことを大事にいたしますとともに、これまで各地域で、地域とともに行っていただいていた様々な行事等といったもの、これも地域の文化ですので、各地域の特色としてこれからはしっかりと取り組んでいただけるよう支援してまいりたいと考えております。</p>
藤本教育長	<p>他にございましたらお願いいたします。</p> <p>佐々木委員、何かございますか。</p>
佐々木委員	<p>これまで、十分な検討がなされてきたと思います。</p> <p>また、何度か教育委員会の御提示をいただきました。</p> <p>こういう方針が出来たことを、委員の一人として嬉しく思いますし、ここから先は実効性のあるといいますか、命を吹き込んでいく作業になると思います。大いに期待をしております。</p>

	<p>横山委員 小中一貫とは直接関係あるかどうかは分かりかねないですけど、実は、小学4、5年のお母さん数名から、山陽小野田市が数年後に部活を無くす予定にしていると聞かれた方がいらっしゃいまして、「山口市はどういうふうになるだろうか」と聞かれました。</p> <p>「今、スポ少に入っているけれども、中学校に入る時に部活に入りたいから、部活に入ったほうが良いだろうか。それとも、スポ少のままで良いか。」と聞かれて、答えに困ったところです。</p> <p>教育委員会として、何回か部活に関してのお話は聞いたのですが、小学生の保護者の方がすごく心配されています。その辺の方針というのは、学校運営協議会とか、そうした機会に何か説明される予定があるのでしょうか。</p>
	<p>右田学校教 部活動の地域移行でございますけれども、皆様も御存知の通り、国の育課長 ガイドラインが昨年12月27日に出まして、これから県内、山口市も含め、まず、県教育委員会から方針が出されます。</p> <p>いつ出されるかは決まってないですけども、県の方針を受け、市としても今後、どういった地域移行をしていくのかというところの方針を固める予定にしております。</p> <p>具体的に申し上げますと、今、令和5年度～7年度の3年間で、改革推進期間を国のガイドラインには設けられておりまして、その3年間で地域移行を行っていくとされています。まずは休日の中学校の部活動を地域移行していくというのが、令和5年度～7年度の3年間であり、休日については「学校の部活動」だったのが、「地域クラブ活動」といった扱いになるというところがございます。</p> <p>今、教育委員会の関係課、また、市長部局のスポーツ、文化の担当の課とガイドラインが出る前からいろいろと協議しているところです。国のガイドラインが出ましたので、それを踏まえ、関係機関とも調整しながら、市としてどういう地域移行をしていくのか、民間のスポーツ・文化団体等も入れた組織を立ち上げて、その中で市の方針についていろいろ検討して、地域移行を進めることにしたいというふうに今、考えております。現在、まだその準備段階ではございます。</p> <p>受け皿としては「学校の部活動」では無くなりますので、地域の人材がどれぐらいいるのかとか、いわゆるスポーツ団体、様々な競技のスポーツ団体の中にどれだけ受け皿があるのか。今、言われたスポ少もそうですし、総合型地域スポーツクラブといったものもでございます。</p> <p>そういったところでどれだけ受け皿があるのかを今から調べ、スムーズな地域移行となるようにこれから準備をしていきたいと思っております。</p> <p>具体的な説明は今できませんが、概要と今後こういった形でといった流れについては先程申し上げた通りです。</p>

	<p>横山委員 私も、県からの具体的な方針が出ていないから、市としてもまだ分かりませんと説明しました。</p> <p>また、具体的に分かりましたら、お願いいたします。</p>
	<p>藤本教育長 今から議論するということでしょうね。</p> <p>そのほか無いようでしたら、次に報告第2号の「山口市デジタル教育推進計画（案）」について、事務局からお願いします。</p>
<p>右田学校教 育課長</p>	<p>報告第2号「山口市デジタル教育推進計画（案）」についてでございます。資料は、資料④が推進計画案の本体でございます。</p> <p>また、A3判の概要版も併せてお示ししております。</p> <p>説明は、A3判の概要版のほうを中心に御覧ください。</p> <p>本計画は、第1章から第5章までの構成となっております。</p> <p>まず「第1章 計画の策定」についてでございます。</p> <p>「1計画策定の趣旨」といたしまして、今日の社会では、生活のあらゆる場面でICTを活用することが日常的となっており、今後到来するとされるSociety 5.0時代を生きる子どもたちの学びのために、教育におけるデジタル化、いわゆるICT化の推進が不可欠となっております。</p> <p>国も、学習指導要領に「情報活用能力」を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置付け、その育成を図ることとされたところです。</p> <p>こうした中、国のGIGAスクール構想に基づき、本市においても児童・生徒1人1台端末の整備が令和3年3月に終了したところでございます。</p> <p>本計画はこのような状況を踏まえ、本市における学校教育のデジタル化の推進に関して、基本的な方向性や具体的な取組を示すことを目的として策定するものでございます。</p> <p>次に「2計画の位置づけ」といたしまして、本計画は令和元年6月に公布・施行されました「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく、国の「学校教育情報化推進計画」等を踏まえ、「山口市総合計画」及び「山口市教育振興基本計画」の部門計画として策定するものでございます。</p> <p>なお、国の「学校教育情報化推進計画」は令和4年12月26日付けで策定されたところでございまして、また、県や県内の他市では同様な計画はまだ策定されていない状況となっております。</p> <p>次に「3計画の期間」としましては、令和5年度から令和9年度までの5年間としております。</p> <p>次に、「第2章 現状と課題」につきましては記載のとおりでございます。説明を割愛させていただきます。</p> <p>次に「第3章 基本目標及び基本方針」でございます。</p> <p>本計画の「基本目標」でございますが、</p>

「自ら学び 多様な人と学び合う 子どもの育成～ICTを活用した新たな学びの創造～」としております。

現在策定中の「第三次山口市教育振興基本計画」におきまして、子どもたちが未来を生き抜くための力となります「本物の学力」を育てていくこととしております。この「本物の学力」を育成していくためには、教員が市立小・中学校の児童・生徒に知識を教える授業から、児童・生徒が主体となり、自らが考え、他者との対話・協働により深く学ぶことのできる質の高い授業への転換を進めていくことが必要です。

こうしたなかでICTを、授業改善を図っていくための効果的・効率的なツールとして活用するICT教育を推進することにより、本市における授業改革を実現し、新たな学びの創造につなげてまいりたいと考えております。このたび掲げる基本目標は、こうした意図を込めまして、市民の方々にも分かりやすい表現で設定した目標でございます。

次に、本計画におきます基本目標を達成するための「基本方針」として、次の3つを掲げております。

まず、基本方針1といたしまして、「ICTを活用した学校教育の推進」でございます。情報活用能力や課題解決能力など子どもたちの資質・能力を育成するため、1人1台端末や電子黒板などのICTを効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりを行ったり、ICTを活用した不登校対策に取り組んだりするなど、学校教育の推進を図ることとしております。

次に基本方針2といたしまして、「教員のICT活用指導力の向上」です。子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、教員がICTを活用した授業等を行うための知識や考え方をしっかりと持つことが重要であり、教員研修を一層充実させるなど、全ての教員のICT活用指導力を向上する取組を進めることとしております。

最後に基本方針3といたしまして、「ICT環境の整備・維持と円滑な運用」です。1人1台端末などICT機器の計画的な更新を行いまして、学校のICT環境の整備・維持を図るとともに、情報教育支援員の配置やヘルプデスクの設置など、ICT教育の推進を支援する体制の維持・向上を図ることとしております。

次に、「第4章 具体的取組」では、これら3つの基本方針に基づく具体的な取組事項をお示ししております。

主な取組を説明いたしますと、基本方針1の「ICTを活用した学校教育の推進」は「(1) ICTの効果的な活用による学びの充実」といたしまして、各教科や総合学習等において、ICT機器やデジタル教材等を活用した授業づくりを行い、学びの質の向上に努めてまいることとしております。

次に「(4) 教育機会を確保するためのICT活用」といたしまして

	<p>は、不登校児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒等に対する多様な教育機会を確保する方策といたしまして、ICTを活用した学習支援を行うこととしております。</p> <p>また「(6) 緊急時における活用」といたしましては、学校の臨時休業等の緊急時に児童・生徒の学びを保障するため、オンライン学習等の取組を進めていくこととしております。</p> <p>さらに「(7) 山口市独自の授業づくりを目指した外部機関との連携による活用」といたしまして、情報活用能力の育成を目的とした山口情報芸術センター(YCAM)との連携事業や、山口大学と連携した教員のICT活用指導力向上のための授業づくり研修の実施など、本市独自のICTを活用した取組を推進してまいります。</p> <p>次に、基本方針2の「教員のICT活用指導力の向上」に係る取組につきましては記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。</p> <p>最後に、基本方針3の「ICT環境の整備・維持と円滑な運用」に係る取組です。「(2) 校務の情報化の推進」といたしましては、各校に統合型校務支援システムを導入するなど、校務処理の効率化と事務負担の軽減を図り、教育の質を向上させることとしております。</p> <p>また「(5) 教育データの活用、教育DXの推進」といたしましては、教育データや1人1台端末を始めとするICTを活用することで、児童・生徒一人ひとりの可能性を引き出し、自由な発想や多角的な視点で自らの学びを深めることが出来る学習活動の実施を目指した教育DXの実現に取り組むこととしております。</p> <p>最後に「第5章 計画の進行管理」につきましては、本計画の主要な事業を総合計画の実行計画や教育振興基本計画の事業として位置づけまして、毎年度、事業の点検や自己評価・外部評価を行うことにより見直しを行って、成果の向上につなげていくこととしております。</p> <p>今後につきましては、2月14日からのパブリックコメントに向けて、庁内で調整を行いまして、3月末に基本方針を固め、周知徹底を図ってまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
藤本教育長	それでは報告第2号につきまして、意見・質問等がございましたらお願いいたします。
角川委員	28ページの「(5) 教育データの活用～」の文章において、デジタルトランスフォーメーションって、デジタルを使った変革なので、「デジタルトランスフォーメーションによる変革」という日本語ってどうなんだろうとちょっと思いました。
右田学校教育課長	ありがとうございます。表記を検討いたします。
藤本教育長	そのほか無いようでしたら、続きまして報告第3号の「第二次山口市

生涯学習基本計画（案）」について、事務局からお願いします。

内田 社会教 報告第3号の「第二次山口市生涯学習基本計画（案）」について、御説
育課長 明いたします。

説明資料といたしましては、別冊資料⑤-1、⑤-2となります。

まず、本計画は上位計画である第二次山口市総合計画の部門計画であり、平成30年3月に策定したものでございます。

本計画は、社会情勢の変化や新たな課題等へ対応するために、中間点で見直すこととしておまして、本年3月が中間年度になることから、本年度、前期推進計画の成果を振り返るとともに、本市の社会教育委員や学識経験者など12人の委員から御意見を頂戴し、その意見を反映しながら、後期推進計画を策定していたところでございます。

それでは、⑤-1の「第二次山口市生涯学習基本計画後期推進計画最終案（概要版）」、A3判の1枚紙で御説明いたします。

まず、全体構成についてですが構成としては2章立てとしております。第1章では「後期推進計画策定の背景」として、生涯学習関係で現在中心となっているテーマについて、国の動向を含めて整理するとともに、計画策定時に設定した成果指標の推移と、令和4年3月に実施した「生涯学習アンケート」の結果について、平成29年度の同アンケートとの比較から後期推進計画のあり方や課題を整理いたしました。

第2章では、基本計画策定時に設置した基本理念及び基本目標について、第1章の内容を踏まえて踏襲することとした上で、後期推進計画の取組内容や成果指標、推進体制について記載いたしました。

前期推進計画からの変更点については、前期推進計画で、特に地域交流センターが中心となっておりましたところ、後期推進計画では、社会情勢の変化に係る社会教育関係のテーマを網羅的に取り扱うものいたしました。

続きまして、推進計画の内容でございます。

第1章第1節については「後期推進計画策定についての概要」として、計画の見直しの背景に、人生100年時代やSociety 5.0における生涯学習の重要性の増大、SDGs採択による学びにおける社会的包摂の実現、新型コロナウイルス感染症の影響があると整理し、計画見直しの必要性を記載しております。

第2節については「市民の学びを取り巻く環境の変化」として、「人生100年時代の到来」「社会全体のデジタル化」「SDGs採択による社会的包摂の実現」「人口減少社会における持続可能な地域づくり」の4つのテーマについて、中央教育審議会の議論を中心とした国の動向、県の動向、本市社会教育委員会議からの提言を基に、後期推進計画のあり方について整理いたしました。

第3節については「本市の現状と課題」として、基本計画の成果指標の

推移と生涯学習環境に関するアンケート結果を基に、本市の生涯学習に関する課題を整理いたしました。

成果指標やアンケートで特に注目すべき点として、地域交流センターが主催する講座の件数及び参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から減少し、令和2年度では大きく減少していましたが、生涯学習をほぼ毎日取り組んでいる市民の割合は新型コロナウイルス感染症の影響を受けず、ほぼ横ばいで推移している結果でございます。これは、ほぼ毎日生涯学習に取り組んでいる方は地域交流センター等の場所ではなく、いわゆる家庭での時間、「おうち時間」での学習が多かったのではないかと推測されるところであります。

次に、この1年間に生涯学習活動をされている方は「職業知識」「健康・スポーツ」「パソコン」などとなり、学習方法や学習情報の取得方法については、「インターネット」の割合が大きく増加し、インターネットがより身近なものとなっている傾向がある結果となっております。学習阻害要因については5年前同様、「時間が取れない」が突出している結果となりました。

続きまして、第2章第1節についてでございます。

基本理念及び基本目標について、第1章で整理した後期推進計画のあり方や本市の課題を踏まえた上で、同じものを踏襲することとし、基本理念としては、「学んで輝けるまち 山口 “見つける 育む つながる”」とし、基本目標といたしましては「①生涯にわたり、学びたいことを学べるまち」「②学びを通じて、人や地域、社会とつながるまち」といたしました。

第2節、第3節ではこの大きな2つの柱のもと、個人が変わろうとして学習する、個人個人が学ぶ、学びを通じた人づくり・つながりづくり、地域を牽引していける人・地域課題の解決に携わる人々の育成をするための取組を推進していくために、後期推進計画の取組体系を整理し、基本的な取組について記載したところでございます。

基本的には前期推進計画の個別の取組を再構築しているところではございますが、社会情勢の変化や生涯学習は、社会教育や学校教育も含まれる広範なものでありますことから、新たに「(4) 現代的課題や将来に向けて必要な学びの提供」、「(7) 学校・地域・家庭の連携の推進」、「(8) 家庭教育の推進」、「(17) 学びをコーディネートする人材の育成」などを基本計画に盛り込んでいるところでございます。

続きまして第4節についてですが、「後期推進計画の成果指標」について記載しており、基本計画全体の推移を計るという観点から、基本的には前期推進計画と同様の指標としております。

新しい指標としては「やまぐち路傍塾の活動件数」を加えております。

これは路傍塾の登録者数が既に一定数確保できていることから、今後

	<p>は登録者の活用・活動の場を広げていくことにも重点を置くことが必要なため、活動件数を加えております。</p> <p>最後に第5節についてでございます。</p> <p>「計画の推進体制」についてまとめたもので、行政内部については、山口市生涯学習推進本部における総合的な調整のもと、社会教育主事を中心に教育委員会と市長部局とで連携を図りながら取組を進め、外部につきましては大学や企業のほか、関係機関と連携を図りながら進めていくこととしております。</p> <p>今後の計画策定のスケジュールにつきましては、庁内関係各課と調整を図り、パブリックコメントを実施したうえで、策定・公表という流れとなっております。</p> <p>以上で、報告第3号の「第二次山口市生涯学習基本計画（案）」について、説明を終わります。</p>
署名	<p>藤本教育長</p> <p>それでは報告第3号について、何か御意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>以上で本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>次回の定例会は第2会議室で2月16日（木）午後2時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは「令和5年第1回教育委員会定例会」を閉会いたします。</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和5年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>